

(証券コード 8309)
平成27年6月26日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 北村 邦太郎

第4期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第4期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第4期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告及び連結計算書類の内容並びにその監査結果を報告いたしました。
 2. 第4期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり、承認可決されました。なお、配当金は、普通株式1株につき6円50銭とさせていただきますこととなりました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり、承認可決されました。なお、定款変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第6条 (発行可能株式総数)</p>	<p>第6条 (発行可能株式総数)</p>
<p>当社の発行可能株式総数は、<u>9,009,000,000</u>株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア) 第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十一種優先株式 (以下併せて「第十一種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十二種優先株式 (以下併せて「第十二種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、(イ) 第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十三種優先株式 (以下併せて「第十三種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十四種優先株式 (以下併せて「第十四種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、(ウ) 第1回ないし第4回第十種優先株式 (以下併せて「第十種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十五種優先株式 (以下併せて「第十五種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十六種優先株式 (以下併せて「第十六種優先株式」という。)、第1回第七種優先株式、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</p>	<p>当社の発行可能株式総数は、<u>8,900,000,000</u>株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア) 第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十一種優先株式 (以下併せて「第十一種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十二種優先株式 (以下併せて「第十二種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、(イ) 第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十三種優先株式 (以下併せて「第十三種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十四種優先株式 (以下併せて「第十四種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、(ウ) 第1回ないし第4回第十種優先株式 (以下併せて「第十種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十五種優先株式 (以下併せて「第十五種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十六種優先株式 (以下併せて「第十六種優先株式」という。)、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第4回第十五種優先株式 200,000,000株 第1回第十六種優先株式 200,000,000株 第2回第十六種優先株式 200,000,000株 第3回第十六種優先株式 200,000,000株 第4回第十六種優先株式 200,000,000株	第4回第十五種優先株式 200,000,000株 第1回第十六種優先株式 200,000,000株 第2回第十六種優先株式 200,000,000株 第3回第十六種優先株式 200,000,000株 第4回第十六種優先株式 200,000,000株
第7条～第11条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)
第3章 優先株式	第3章 優先株式
第12条 (優先配当金)	第12条 (優先配当金)
<p>当社は、第54条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>	<p>当社は、第55条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>
第1回第七種優先株式	(削除)
1株につき、年42円30銭	
各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式	各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式
1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額	1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額
各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式	各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式
1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額	1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額

変更前定款	変更後定款
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
<p>第13条 (優先中間配当金)</p> <p>当社は、第55条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭 (以下「優先中間配当金」という。) を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p><u>第1回第七種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、年21円15銭</u></p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>	<p>第13条 (優先中間配当金)</p> <p>当社は、第56条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭 (以下「優先中間配当金」という。) を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>
<p>第14条 (優先臨時配当金)</p> <p>当社は、第54条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭 (以下「優先臨時配当金」という。) を支払う。ただし、当該配当の基準日 (以下「臨時配当基準日」という。) 前に、</p>	<p>第14条 (優先臨時配当金)</p> <p>当社は、第55条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭 (以下「優先臨時配当金」という。) を支払う。ただし、当該配当の基準日 (以下「臨時配当基準日」という。) 前に、</p>

変更前定款	変更後定款
<p>当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>第1回第七種優先株式</p> <p><u>1株につき、経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）</u></p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>第19条（金銭を対価とする取得条項）</p> <p>当社は、各種類の第八種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該種類の優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該種類の優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p>	<p>当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条（金銭を対価とする取得条項）</p> <p>(現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>2 当社は、第1回第七種優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）に、1株につき1,000円に経過配当相当額（取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に、取得日の前日（同日を含む。）までに設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p>3 前二項に基づき各種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>第20条～第22条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条（招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後、3月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p>第24条～第29条 （条文省略）</p> <p>第30条（種類株主総会） 第23条第2項、第25条、第26条、第27条、第28条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>2 前項に基づき各種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>第20条～第22条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条（招集） （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第24条～第29条 （現行どおり）</p> <p>第30条（種類株主総会） 第25条、第26条、第27条、第28条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p data-bbox="269 161 632 190">第5章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="155 198 405 226">第31条 (取締役の数)</p> <p data-bbox="182 234 586 263">当会社には取締役<u>10</u>名以内を置く。</p> <p data-bbox="155 314 541 343">第32条～第39条 (条文省略)</p> <p data-bbox="155 390 609 418">第40条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="155 433 745 647">当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="269 731 632 760">第6章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="155 768 541 796">第41条～第43条 (条文省略)</p> <p data-bbox="414 843 486 872">(新設)</p> <p data-bbox="155 1078 541 1106">第<u>44</u>条～第<u>48</u>条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="873 161 1236 190">第5章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="760 198 1010 226">第31条 (取締役の数)</p> <p data-bbox="787 234 1191 263">当会社には取締役<u>15</u>名以内を置く。</p> <p data-bbox="760 314 1168 343">第32条～第39条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="760 390 1161 418">第40条 (取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="760 433 1350 684">当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の責任について、<u>当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="873 731 1236 760">第6章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="760 768 1168 796">第41条～第43条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="760 843 1209 872">第44条 (補欠監査役の選任決議の効力)</p> <p data-bbox="760 887 1350 1029"><u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="760 1078 1168 1106">第<u>45</u>条～第<u>49</u>条 (現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p data-bbox="157 163 610 193">第49条（<u>社外監査役との責任限定契約</u>）</p> <p data-bbox="157 202 746 420">当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で</u>、同法第423条第1項の責任について、<u>当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは</u>、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="335 465 568 495" style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p data-bbox="157 501 541 532">第50条～第51条 （条文省略）</p> <p data-bbox="359 580 544 610" style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p data-bbox="157 616 541 647">第52条～第56条 （条文省略）</p>	<p data-bbox="762 163 1161 193">第50条（<u>監査役との責任限定契約</u>）</p> <p data-bbox="762 202 1351 420">当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で</u>、同法第423条第1項の責任について、<u>当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは</u>、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="940 465 1173 495" style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p data-bbox="762 501 1173 532">第51条～第52条 （現行どおり）</p> <p data-bbox="964 580 1149 610" style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p data-bbox="762 616 1173 647">第53条～第57条 （現行どおり）</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり、常陰 均、北村邦太郎、岩崎信夫、服部力也、大久保哲夫、越村好晃、篠原総一、鈴木 武、荒木幹夫の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり、吉田高志氏が選任されました。

以 上

おって、本総会終了後、同日開催の取締役会において、取締役会長に常陰 均氏、取締役社長に北村邦太郎、取締役副社長に岩崎信夫、服部力也の両氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

再 拝



見やすくまちがいにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。